

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 木付 親次

1 日 時

令和元年5月16日（木） 午前10時37分から
午前10時54分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、衛藤博昭、今吉次郎、麻生栄作、尾島保彦、平岩純子、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第49号議案については可決すべきものと、第1号報告のうち本委員会関係部分及び第2号報告については承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課調査広報班	主査	後藤仁美

総務企画委員会次第

日時：令和元年5月16日（木）本会議休憩中

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

(1) 付託案件の審査

第 49号議案 大分県税条例の一部改正について

第 1号報告 平成30年度大分県一般会計補正予算（第5号）について
（本委員会関係部分）

第 2号報告 大分県税条例の一部改正について

(2) その他

3 協議事項

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

昨日、総務企画委員会の委員長を仰せつかりました木付親次です。

本日は初めての委員会ですが、本会議休憩中の委員会ということで、時間も押し迫っていますので、挨拶や自己紹介は次回の委員会で行いたいと思います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件、報告2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第49号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 総務部長の和田です。どうぞよろしくお願いします。

初めに、私から本日審査をお願いしている案件について、概括的に説明したいと思います。

本日の委員会では、付託案件3件について御説明します。このうち、第49号議案大分県税条例の一部改正については、本年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、ふるさと納税制度の見直しに関する規定が6月1日に施行されるため、改正するものです。

また、一つ飛びまして、第2号報告の大分県税条例の一部改正についても、同法律のうち4月1日から施行される規定があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により条例の一部を改正しましたので、その内容を報告するものです。

最後に、第1号報告の平成30年度大分県一般会計補正予算（第5号）については、県税の増収や地方交付税の確定等による歳入の補正や、退職者の確定に伴う退職手当などの歳出の補正を行う必要が生じたため、3月31日付けで専決処分を行ったものです。

各事項については、それぞれ担当課長から詳

細を説明しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

吉富税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の1ページをお開き願います。

議案書は1ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にあるとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

2の地方税法の改正についてですが、ふるさと納税について各地方公共団体が節度を持って健全に競争し、一層有効に活用されることを目的として制度が見直されるものです。

(1)の改正内容については、総務大臣が次の①から③の基準に適合する地方公共団体を特例控除ができるふるさと納税の対象として指定するというものです。

具体的には、①寄附金の募集を適正に実施する団体であること、②返礼品の返礼割合が3割以下であること、③返礼品が地場産品であることとなっており、本年6月1日以降の寄附が対象となります。

3の条例の改正については、(1)の個人県民税のふるさと納税に係る寄附金税額控除において、特例控除の対象となる寄附金を2(1)で述べた基準に適合する寄附金である特例控除対象寄附金とするものです。

具体的には、控除イメージにあるとおり、ふるさと納税額のうち、これまで全ての地方公共団体に対する寄附金を対象として、2千円を除いた全額を税額控除していましたが、改正後は太囲み部分の特例控除対象を総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄附金にのみ限定するものです。

(2)のその他の規定の整備は、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令による引用条項の改正に伴う規定の整備を行うものです。

4の施行期日については、本年6月1日となっておりますが、3(2)の規定の整備については、本年7月1日となります。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

今吉委員 改正内容が3点ありますけど、地場産品の位置付けとはどういうものになるのでしょうか。

吉富税務課長 基本的に一次産品であればその地域で生産されたもの、肉であればそこで肥育されたもの、若しくは仮に他の地域から原材料を持ってきても、加工品などはそこで付加価値が付いていることが基本的な条件です。

今吉委員 僕は中津なんですけど、中津は福岡と県境ですよ。例えば、昔から隣接の吉富町、上毛町、豊前市とは結構、連携が良いんです。市外局番も0979で県境をまたいで中津と一緒になんですよね。そういうような連携をしているところで、例えば上毛町のものとか吉富町のものとかは使えないのでしょうか。総務省は絶対県境の壁というものをやるのでしょうか。

塩月市町村振興課長 制度の運用については市町村振興課で所管していますので、私からお答えします。県内、県外の隣接については、明確に示されていないんですが、県内で隣の町とかはある程度認められるというのが既に示されています。

御案内のとおり今回は、アマゾンのギフト券であるとか、明らかに地場産品でないものが問題となっていますので、その議論と、委員が言われるような議論とは全く別なものだと思いますから、具体的に隣の県のものであっても、認められることは十分あるかと思えます。

今吉委員 考え方としては、隣接をしても、それは可能ということでもいいんですか。県をまたぐという意味で。

塩月市町村振興課長 可能とまではまだ言い切れませんが、可能性はあると思っています。

今吉委員 その件は、総務省の最終的な見解が出るということになるのでしょうか。

塩月市町村振興課長 そういうふうを考えています。

今吉委員 それは確認は取れるのでしょうか。

塩月市町村振興課長 確認したいと思っています。

木付委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号報告平成30年度大分県一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

佐藤財政課長 第1号報告平成30年度大分県一般会計補正予算(第5号)のうち、歳入全般と総務部関係の歳出について御説明します。

お手元の議案書の7ページをお開きください。

今回の補正予算は、県税の増収や地方譲与税の確定等による歳入の補正や、退職者の確定に伴う退職手当などの歳出の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を3月31日付けで行わせていただいたものです。

次に、8ページをお開きください。

第1条にありますように、今回補正した額は2億6,055万円の追加で、これにより平成30年度の一般会計予算額は、最終的に5,991億4,582万9千円となります。

その主な内容ですが、その下、9ページを御覧ください。

まず歳入です。一番上の第1款県税ですが、右から2列目の補正額欄にあるとおり、総額で1億4,700万円の増額です。これは3行下の第3項地方消費税が、原油等の輸入貨物に課税する貨物割の増などにより、1億4,320万2千円の増となったことなどによるものです。

この結果、県税の累計額は1行目の右端の計欄のとおり、1,245億4,700万円となります。これを29年度の最終予算と比較すると、3億6千万円の増となります。

次に、10ページをお開きください。

上から4行目の第3款地方譲与税7,964万9千円の増については、その2行下の地方揮発油譲与税などが確定したことによるものです。

次に、総務部関係の歳出について御説明します。12ページをお開きください。

上から2行目の第2款総務費第1項総務管理費2億2,226万1千円の減は、知事部局職員の退職者の確定に伴う退職手当の減額などによるものです。

その下の13ページを御覧ください。

上から5行目の第13款諸支出金第1項積立金16億円の増は、安定的な財政運営や県有施設の計画的保全に備え、財政調整基金に10億円、県有施設整備等基金に6億円積み立てるものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

吉富税務課長 さきほどの総務企画委員会説明資料の2ページをお開き願います。議案書は14ページですが、お手元の資料により御説明します。

1の改正理由にあるとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されましたが、当該法律中、本年4月1日から施行される規定があることから、専決処分により、当該規定に関係する大分県税条例の一部を改正したので報告します。

2の主な改正内容について御説明します。

(1) 自動車取得税については、環境インセンティブを強化するため、乗用車に係るエコカー減税の軽減割合等を下の表のように見直した上で、対象期間を6か月延長するものです。例えば、表の上から3行目、2020年度の燃費基準をプラス30%達成している乗用車の場合、3月までは80%軽減だったものが4月から9月までの間は50%軽減となり、軽減割合が厳格化されます。

(2) 個人県民税については、消費税率引上げに伴う需要変動の平準化に向けた取組として、個人県民税の住宅ローン控除を拡充するものです。具体的には、本年10月から来年12月までの間に居住の用に供した場合に、控除期間を3年間延長するものです。下の図にあるとおり、現行はローン残高の1%を10年間控除していますが、今回の改正で控除期間を3年間延長し、建物購入価格の2%の範囲で減税されます。

(3) 狩猟税については、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、①の対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録と②の認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録については課税免除を、③の有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲を行う者に係る狩猟者登録については税率を2分の1としている軽減措置を5年間延長するものです。

(4) のその他の規定整備としては、引用条項の改正に伴い規定の整備を行うものです。

3の施行期日については、平成31年4月1日としています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

麻生委員 さきほど本会議で、自動車税の全国シェアからの推計みたいなやり取りがありました。大分県の場合、ダイハツの工場があるじゃないですか。それへの影響という部分は、特に出そうなシミュレーションとか、商工観光労働部との間で何か分析はあるのでしょうか。

和田総務部長 さきほどの本会議でのやり取りですけれども、基本的に純粋に県内の自動車税あるいは軽自動車税のシェアを掛けて単純に計算しただけでありまして、個別のダイハツ等へ

の影響についてまで試算をしたものではありませんけれども、いずれにしても制度全体としては反動減で需要が増えたり減ったりすることは良くないので、その点については対応している。そういった意味では、ダイハツへの影響も政府としては緩和していると理解しています。

木付委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本報告は承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本報告は承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これをもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

〔総務部 退室〕

木付委員長 次に、閉会中の継続調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これをもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。